# 有識者会議「議論の中間整理」に対して 寄せられた意見の骨子

平成16年6月2日 内閣官房公益法人制度改革推進担当室

「公益法人制度改革に関する有識者会議」は、平成16年3月31日「議論の中間整理」を公表し、5月10日までの間、これに対する国民からの意見を受け付けた。寄せられた意見の総数は、37件(うち団体23件、個人14件)。主な意見の骨子は、以下のとおり。

# 1.改革の意義について

- ・ 民間非営利活動・民間公益活動の促進という意義を重視して、民間公益活動を活性 化、奨励、育成する制度とすべき。
- ・ 天下り、官民癒着等現行公益法人をめぐる諸問題への対処を重視すべき。
- · 特別法に基づ〈広義の公益法人も視野に入れて検討すべき。
- ・文化、芸術、学術分野の特性に配慮した制度改革を要望。

## 2.新たな非営利法人制度について

- (1)社団形態の非営利法人制度について
- ・ 理事会を必須の機関とすべき。
- ・ 非営利法人の本質は、利益(剰余金)の非分配であって、解散時に出資金・拠出金を 拠出額の限度内で返還することは非営利性に反しない。
- ・ 新たな非営利法人については、残余財産の完全な非分配を原則とすべき。
- ・ 新たな非営利法人については、解散時における残余財産の分配が禁止された法人 (完全非分配型)と、分配が可能な法人(不完全分配型)を明確に区別し、二つの法 人類型を設けるべき。
- (2)財団形態の非営利法人制度について
  - · これまで財団法人が果たしてきた役割、実績を尊重し、財団形態を存続すべき。

### 3.公益性を取り扱う仕組みのあり方について

- (1)主な視点について
  - ・ 非営利法人のうち、公益を担うにふさわしい法人について規定を設けることは、今後 の非営利セクターのために重要。
- (2)基本的考え方(考え方A、B等)について
  - ・「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」する考え方Aが 妥当。税法以外の私法領域で、公益性のある非営利法人の要件・定義を規定し、公 益性のない非営利法人との区分を明確にすることが必要。

・ 設立時の公益性判断は、公証人の認証による形式チェックで十分であり、設立後は情報公開を通じて市民が監視することとすべき。

# (3)公益性の考え方について

・ 不特定少数人の利益でも、社会的・経済的・文化的影響力があり、二次的に不特定 多数に波及・貢献するケースもあり、このような波及効果の有無についても考慮すべ き。

# (4)判断主体のあり方について

- ・ 中立で第三者的な機関とすべき。課税庁が判断することには反対。
- ・ 判断機関の委員に民間人を起用するなど、独立性が強く民間色が濃い組織を検討すべき。
- ・ 判断主体は、単一の公的機関が望ましいが、主務官庁が蓄積した情報・ノウハウを 有効に活用し、多様な事業分野の実情を十分に勘案できる体制の整備が必要。
- ・ 判断機関は、公益性判断だけでなく、公益性のある非営利法人に対する事後チェックや支援・相談機能も併せ持つべき。

#### (5)判断要件のあり方について

- ・ 公益性は、法人の設立目的、活動(事業)分野、組織(規律)の3点により判断すべき。 これらの要件は、極力明確で裁量の余地の少ない基準として、法定化すべき。
- ・ 公益性の判断に際して、「活動実績」を設立の段階で要件とすることは、法人の新規 設立の制約となる可能性があり、ふさわしくない。
- · 公益性のある法人については、解散時の残余財産の分配を不可とすべき。公益性のある非営利法人が公益性を喪失した場合も残余財産の分配不可は維持すべき。

### (6)適正運営の確保のあり方について

・ ガバナンスの仕組みについては、各機関における権限分配、情報公開、外部監査等 しっかりした制度を構築する必要があるが、小規模法人には特例措置も検討する必 要。

### 4. その他

- ・ 現行の公益法人から制度改正後の非営利法人への移行については、現に行われて いる公益活動に支障をきたさぬよう十分配慮すべき。
- · 今後の具体的検討に際しては、単なる学問的·理念的な考察ではなく、実務現場に おける知識·経験·提言に十分留意すべき。
- · 税制上の措置に対する意見、要望(現行優遇措置の継続、会費·寄付金収入の原則 非課税等)。

(以上)